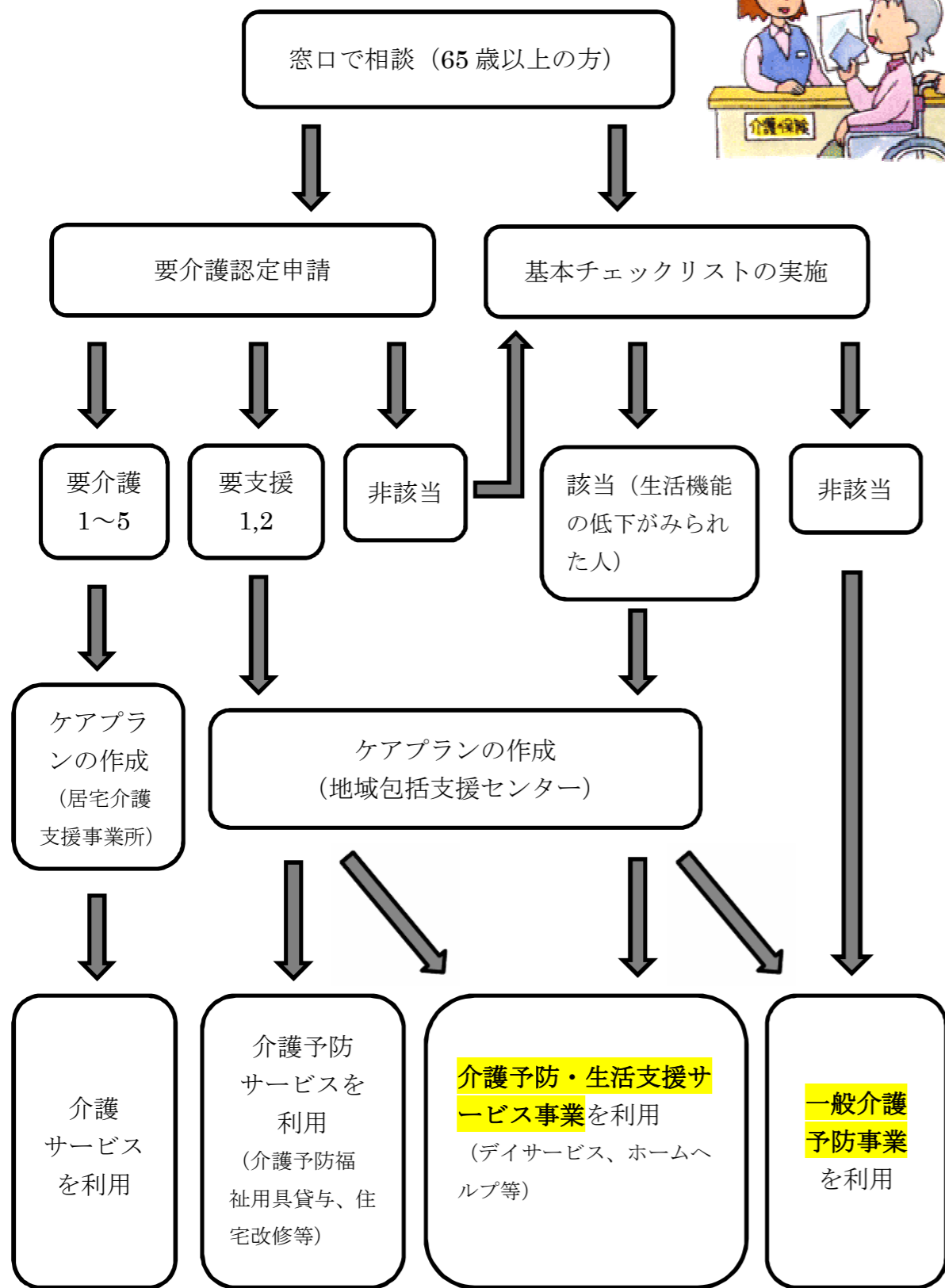
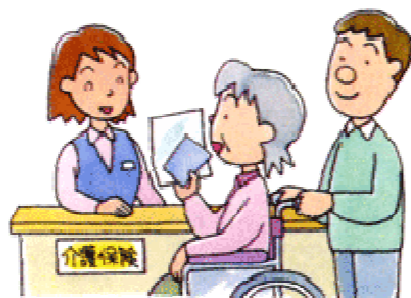


<利用までの流れ>



大山町介護予防・日常生活支援総合事業



平成28年4月1日より「介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組みます。

<介護予防・日常生活支援総合事業とは？>

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。このような中、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして要介護状態となることを予防することが大切になります。

そのための仕組みとして、介護保険法が改正され、「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成されています。

65歳以上の皆様のそれぞれの状態にあったサービスをご利用ください。

〒689-3211

鳥取県西伯郡大山町御来屋 467 番地

大山町福祉介護課

TEL0859-54-5207

大山町地域包括支援センター

TEL0859-54-2226

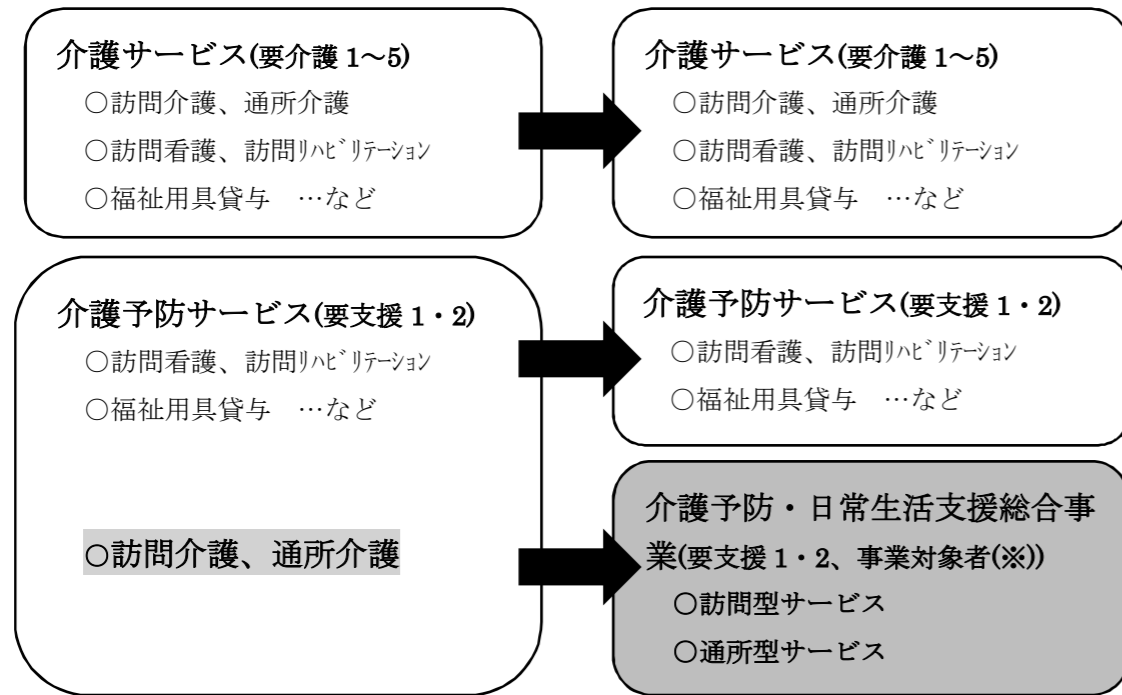
<総合事業の特徴>

○介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行します。

サービスの種類や内容、基準等が全国一律となっている介護予防給付のうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）について、市町村が地域の実情に応じ、効果的かつ効率的にサービスの提供ができるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されることとなりました。

(いままで)

(これから)



※事業対象者・・・基本チェックリストの結果により生活機能の低下がみられた方

○サービス利用の手続きの一部を簡素化します。

介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用する高齢者が、引き続きサービスの利用を希望する場合には、基本チェックリストに回答することで要介護・要支援認定を受けずにサービスを継続して利用できるようになります。

ただし、訪問看護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与などのサービスを利用する場合は、これまでどおり要介護・要支援認定を受ける必要があります。

<総合事業のサービス>

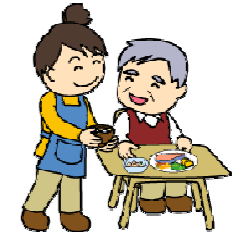
※①内容 ②一人あたりの利用料

1. 介護予防・生活支援サービス事業

(対象者) 要支援1・2の方及び事業対象者

(1) 訪問型サービス

訪問介護相当サービス事業	=ホームヘルプ=
①訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事など日常生活上の生活援助を行います。	



(2) 通所型サービス

通所介護相当サービス事業	=デイサービス=
①通所介護施設などに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練など生活機能向上のための支援を行います。	



元気アップ教室（通所型サービスA）
①通所介護施設などに通ってもらい、器具を使った運動、食に関する指導・相談、口の体操、レクリエーション・軽体操などの介護予防教室を行います。
②300円（介護保険負担割合2割の人は、600円）



2. 一般介護予防事業

(対象者) 65歳以上の方

水中ウォーキング教室	3B体操
①生活習慣病予防のための運動指導を効果的に行います。プールの中を歩く運動で、だれでも簡単にできて運動不足の解消になります。	①ストレッチ体操、ボール・ベル・ベルターを使って音楽にあわせて体を動かします。
②1クール(10回)3,000円	②無料

水中運動教室
①温泉プールで専門スタッフが水中運動や水中歩行などの指導をします。水中ウォーキング教室よりやや軽い運動です。
②1クール(16回)4,800円

